

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月23日
【会社名】	株式会社富士通ビー・エス・シー
【英訳名】	FUJITSU BROAD SOLUTION & CONSULTING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼子 孝夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区台場二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長である兼子孝夫は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであることから、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、評価に際しては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたり、当社グループの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行いました。その結果を踏まえて、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しました。

財務報告に係る内部統制の有効性の評価の範囲については、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性の観点から必要と認められる範囲を内部統制の評価範囲としました。全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点から評価することが適切と考えられるものについては、連結子会社が金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少と判断し、当社1社を評価対象事業拠点としました。また上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスについては、当連結会計年度の連結財務諸表における連結売上高の2/3以上を占める事業拠点（当社）を「重要な事業拠点」として評価対象としました。当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としましたが、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少な業務プロセスは評価対象外とし、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、個別に財務報告への影響を勘案して、評価範囲に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

代表取締役社長である兼子孝夫は、上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結果、平成22年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。